



安心の法律サポートで、あなたを守る

LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス

広報誌 L+PRESS 2025.7月号

発行/弁護士法人 リーガルプラス

代表/谷 靖介 [東京弁護士会所属]

所在地/〒103-0027 東京都中央区日本橋2-2-3 リッシュビル4階401号

お問い合わせ/TEL: 03-6265-1686 FAX: 03-6265-1132

ホームページ/https://legalplus.jp/

第三者からの預貯金情報取得手続きについて

1 第三者からの情報取得手続きとは

第三者からの情報取得手続きとは、令和元年の民事執行法改正で新たに設けられた制度です。一定の要件を満たす際に裁判所に申立てをすると、裁判所が情報提供命令に基づいて各第三者機関に対し情報提供を要請し、当該第三者から相手方の財産に関する情報提供を得ることができるという手続きです。

情報取得手続きの対象には、不動産、勤務先（給与）、預貯金がありますが、以下に述べる通り預貯金の情報取得手続きがもっとも使い勝手がよいです。

2 預貯金情報取得手続きのメリット

まず、勤務先の情報取得を行うためには、請求する権利が養育費、婚姻費用などや生命身体の損害賠償請求権に限られますが、預貯金（不動産も）の情報取得手続きの場合はそうした限定がありません。

また、不動産や勤務先の情報取得手続きでは、事前に裁判所に財産開示手続（相手方を裁判所に呼び出し、所持している財産の内容を問いただす手続）を申し立てて手続が終わっている必要がありますが、預貯金の情報取得手続きではその必要もありません。

加えて、預貯金の情報取得手続きにおいては、不動産や勤務先の場合と異なり、情報提供命令が出され各金融機関から情報提供が始まって、情報取得手続きが始まったことは相手方に知らされません。相手方に情報取得手続きが行われたことが知られるのは、最後の情報提供があつてからおおむね1カ月後となっています。このため、複数の金融機関に情報取得手続きを行う場合、最後の回答があつてから1カ月程度の時間の猶予があり、それまでにめばしい金額のある口座を差し押さえればよいのです。

以上から、預貯金の情報取得手続きはもっとも密行性にすぐれており、金銭執行を行うにあたってはまず預貯金の情報取得手続きを検討すべきということになります。

3 預貯金情報取得手続きの留意点

対象とする金融機関の選定については、メガバンクとゆうちょ銀行が第一選択、あとは相手方の生活圈ないし事業場所に応じた地銀・信用金庫などを候補とします。相手方が個人の場合、メジャーなネット銀行を対象にすることも検討したほうがよいでしょう。相手方が法人なら、ウェブサイトやこれまでの取引関係書類で取引先銀行を調べる方法もあります。

申立てにおいては、口座が相手方の旧住所や旧氏名（旧名称）で作られていることもあるので、相手方の生年月日や会社設立日、氏名や会社名の読み仮名、旧住所、旧姓（旧会社名）などの情報を、戸籍の附票や登記事項証明書などを用いてできるだけ広く特定する必要があります。

情報提供は五月雨式に来るため、ある程度まとまった金額の口座が見つかった場合は、他の情報提供を待たずにすぐに差し押さえたいほうがよいでしょう。

情報取得手続きが相手方に知られると相手方も財産隠しに動く可能性が高くなることから、預貯金情報取得手続きは事実上の一発勝負と考え、抜かりなく準備を進める必要があります。



【上野法律事務所】

所属弁護士：若松 俊樹（わかまつ としき）

プロフィール

東京大学法学部卒業、慶應義塾大学大学院法務研究科修了後、弁護士登録以降東京で6年、茨城県水戸市で6年半強ほど一般民事や企業法務などの分野で執務。現在は上野事務所、交通事故、労働事件などを中心に活動を行う。趣味は読書や音楽鑑賞、好きな言葉は「鬼手仏心」、「神は細部に宿る」。

リーガルプラスでは、中小企業法務から個人法律トラブルまで各地域で対応しており、企業顧問は千葉県を中心に50社以上担当しています。お気軽に、お近くの事務所へご相談ください。

顧問弁護士のご案内

企業活動において生じる人事労務や取引先とのトラブル、経営拡大・新規事業によって生ずる新たなリスク。弁護士法人リーガルプラスは、「適正な価格」で社内事情・業界をよく知る弁護士が、スピーディーに対応いたします。

【対応業種】 介護・医療機関、保険代理業、飲食業、販売業、IT関連業、建築・内装業、製造業 など

取り扱い業務のご案内

リーガルプラスでは、交通事故、労災事故、相続トラブル、離婚、借金問題、企業法務などの法律問題について、各地域で対応しています。まずはお気軽に、お近くの事務所へご相談ください。

（オンライン対応）セミナー講師派遣のご案内

リーガルプラスでは、ご希望に沿ったテーマでの社内セミナーや、勉強会の講師派遣を承っております。

近年、法令遵守の徹底や、それに伴うガバナンスの強化、ハラスメントの予防・体制作りといった点に意識を持たれる企業も多くなってきました。企業が抱えるさまざまな問題について、弁護士が社内セミナーの講師として、研修を通じてコンプライアンス意識の向上や、労務管理のレベルアップを支援します。

【受付】

TEL: 03-6265-1686 (平日 9:30~18:00)

E-mail: mail@bengoshi-lp.com

講演研修テーマ・費用などお気軽にお問い合わせください。



ニュースレターをお読みになられた方からの法律相談・個別案件のお問い合わせ (平日・土曜 9:30~18:00)

【東京法律事務所】TEL: 03-6265-1817 | 【渋谷法律事務所】TEL: 03-6427-1651 | 【上野法律事務所】TEL: 03-5834-3075 | 【柏法律事務所】TEL: 04-7197-3401 | 【市川法律事務所】TEL: 047-712-5100

【船橋法律事務所】TEL: 047-407-4680 | 【津田沼法律事務所】TEL: 047-409-6371 | 【千葉法律事務所】TEL: 043-301-6761 | 【成田法律事務所】TEL: 0476-20-3031 | 【かしま法律事務所】TEL: 0299-85-3350

交通事故解決事例

事例

Aさん（80代女性）が自転車に乗って信号のある交差点の横断歩道上を青信号で直進していたところ、右折してきた相手方自動車に右方から衝突されました。Aさんは、衝突により、腰椎骨折等の傷害を負い、後遺障害等級10級が認定され、その後、保険会社から示談の提案がありました。

Q

被害者が高齢の場合、後遺障害逸失利益は認められますか。

後遺障害が残ったことにより労働能力を喪失し、将来の収入の減少が見込まれる場合には、後遺障害逸失利益（将来の収入の減少分を補償するもの）が損害として認められます。

高齢で仕事をしていない場合、原則として、将来の収入の減少が想定できないため、後遺障害逸失利益は認められません。

しかし、被害者が、同居の家族のために家事労働に従事している家事労働者である場合は、後遺障害逸失利益が認められます。

家事労働者は、現実の収入があるわけではありませんが、交通事故の賠償の場面では、家事労働について、女性労働者の平均賃金に相当する財産上の収益をあげるものと推定されます。後遺障害により、従来通りの家事労働ができないのであれば、その点を後遺障害逸失利益に換算することとなります。

本件でも、被害者は、同居の家族のために家事労働をされていた方でしたので、家事労働者としての後遺障害逸失利益を請求した結果、保険会社は、後遺障害逸失利益の支払に応じました。

Q

弁護士に頼んだら、保険会社の賠償提案額から必ず増額してもらえますか。

弁護士に頼んだら必ず保険会社の賠償提案額から必ず増額できるということはありません。しかし、弁護士に頼まず、個人で保険会社と交渉する場合、保険会社は、最低限度の金額での示談を持ちかけてくることが多いです。また、保険会社に増額

を求めても、弁護士による交渉でないと、保険会社がまともに応じてくれないことがよくあります。

弁護士による交渉の場合、法的に認められる範囲で最大限の損害賠償金額を見極めて交渉すること、示談にならなければ訴訟提起の手段がすぐにとれること等から、保険会社も当初の金額からの増額に応じる傾向があります。

Aさんのケースでは、弁護士が活動した結果、傷害慰謝料や後遺障害逸失利益、後遺障害慰謝料等の大幅な増額に成功し、最終的に、保険会社の当初提案額から約480万円の増額をすることができました。

保険会社からの示談提案がされたら、示談書にサインする前に、まずは弁護士にご相談されることをお勧めいたします。



【市川法律事務所】
所属弁護士：村田 羊成（むらた よしなり）

プロフィール

中央大学法学部卒業、中央大学法科大学院修了。弁護士登録後は主に、交通事故、労災事故、相続、離婚・不貞問題、中小企業法務（労務問題）を中心に活動を行い、ご依頼者様の人生やビジネスに立ちほだかる困難を取り除き、解決するために奔走している。好きな言葉は「学ぶとはいかに自らが知らざるかを知ること」。

を知ること」。

リーガルプラスでは、中小企業法務から個人法律トラブルまで、各地域で対応しています。交通事故に関する相談件数は、千葉県を中心に年間1,000件以上の実績*がございます。まずはお気軽に、お近くの事務所へご相談ください。

*2024年1月1日～12月31日

☰ 取り扱い業務のご案内

リーガルプラスでは、交通事故、労災事故、相続トラブル、離婚、借金問題、企業法務などの法律問題について、各地域で対応しています。まずはお気軽に、お近くの事務所へご相談ください。

編集後記

熱中症対策、皆さんは何をされていますか？調査会社のリサーチによると日傘を使っている人が増えており、女性だけでなく、男性も4人に1人が日傘を使用しているとのこと。また男女共に若い世代ほど使用率が高く、20代では6割近くが使用している一方で、60代では4割を切るという結果でした。日傘の主な使用目的としては、女性は「どちらかといえば紫外線対策」が73.6%だったのに対して、男性は「どちらかといえば暑さ対策」が60.1%。女性と男性とで使用目的の違いがくっきり分かれています。実際に日傘をさすことで、体感温度を3～7度下げることがあるとのこと。一度、日傘を差したら、その快適さからは離れられないとも言う人も多く、熱中症対策グッズとして男性にも受け入れられてきているようです。

リーガルプラスでは7月22日～9月22日の間に所員は交代で夏季休暇取得を予定しています。各事務所は通常通り営業しておりますので、お気軽にお問い合わせくださいませ。



ニュースレターをお読みになられた方からの法律相談・個別案件のお問い合わせ（平日・土曜 9:30～18:00）

【東京法律事務所】TEL:03-6265-1817 | 【渋谷法律事務所】TEL:03-6427-1651 | 【上野法律事務所】TEL:03-5834-3075 | 【柏法律事務所】TEL:04-7197-3401 | 【市川法律事務所】TEL:047-712-5100
【船橋法律事務所】TEL:047-407-4680 | 【津田沼法律事務所】TEL:047-409-6371 | 【千葉法律事務所】TEL:043-301-6761 | 【成田法律事務所】TEL:0476-20-3031 | 【かしま法律事務所】TEL:0299-85-3350